

〔改善措置状況〕

障がいをもつ男性や男性介助者も「女性専用車両」が利用できることをもっとよく知らせてほしい

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省近畿管区行政評価局(局長:茂垣栄一)は、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議(座長:児玉憲夫 元大阪弁護士会会長)に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成28年2月25日、近畿運輸局に対して、障がいをもつ男性及び男性介助者等の「女性専用車両」等に起因する身体的・精神的な負担軽減を図るため、必要な対応を行うことをあっせんしました。

この結果、平成28年3月25日、近畿運輸局から、下記の回答がありました。

【行政相談の要旨】

- ① 関東に比べると近畿では、「視覚障がいをもつ男性や男性介助者も女性専用車両を利用できる」ことが知らされていない。近畿においても、もっとよく知らせてほしい。
- ② 視覚障がいをもつ男性が一人で電車に乗る場合、大半は女性専用車両を避けるが、エレベーター等から女性専用車両の乗車位置に誘導されてしまうことが多く、大きな負担となっている。

【当局のあっせん内容】

「女性等に配慮した車両」について(平成19年4月24日付け国鉄業第8号国土交通省鉄道局業務課長通知)、「公共交通機関の車両等に関する移動円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両等編)」(平成25年6月国土交通省)、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年11月国土交通省)等を踏まえ、障がいをもつ男性及び男性介助者等の「女性専用車両」等に起因する身体的・精神的な負担軽減を図るため、必要な対応を行うこと。



【近畿運輸局の回答】

女性専用車両を導入している鉄道事業者に対し、各社の取り扱いに関して、障がい者等に配慮し、十分な周知・案内を行うよう再度指導した。

また、近畿管区行政評価局からの「あっせん」内容を周知し、利用者サービスの向上を図るために必要となる対応を検討するよう要請した。